短期入所生活介護重要事項説明書

＜　令和　8年　10月　1日　現在　＞

1　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４８－２８０－１６８０　　（担当）生活相談員　稲吉（いなよし）　豊（ゆたか）

＊　窓口対応時間は9時～１７時までです。ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2　川口市短期入所生活介護事業「川口市特別養護老人ホーム」の概要

（1）提供できるサービスの種類　　短期入所生活介護サービス及び付随サービス

（2）通常の送迎の実施地域　　川口市

（3）施設の名称及び所在地等

施設名	川口市短期入所生活介護事業「川口市特別養護老人ホーム」
所在地	川口市大字赤井１０５５番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護　　（埼玉県　１１７０２００４９５号）

（4）施設の職員体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	サービス管理全般	常勤兼務　１名
医師	診療、健康管理等	非常勤　　２名
生活相談員	生活上の相談	常勤　２名以上
看護職員	医療、健康管理業務等	常勤　３名以上
機能訓練指導員	リハビリテーション･機能回復訓練等	常勤　２名以上
介護支援専門員	サービス計画の立案･管理等	常勤　１名以上
介護職員	日常介護業務等	常勤４０名以上
栄養士	栄養管理等	常勤　１名以上

※　当施設は、開設当初から特別養護老人ホームと短期入所生活介護事業を一体として業務運営しており、上記人数につきましても、両施設職員の合計人数です。

（両施設とも法定基準は超えております。）

（5）施設の設備の概要

定員		２０名（別に特別養護老人ホーム　１００名）		
居室	４人部屋	２５室	静養室	１室
	２人部屋	４室	医務室	１室
	個室	１２室	食堂	３箇所
	その他	人部屋　　室	機能回復訓練室	１室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。（計４箇所）	談話室	１室
			宿泊室	２室

※　上記室数につきましては、特別養護老人ホームと短期入所生活介護事業の合計数です。

3　サービス内容

サービス項目	内　容
居室	定員１名から４名の居室が用意されていますが、利用者の状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。入居後においても利用者の状況等により変更することがあります。

食事	朝食　　７：３０～　８：３０ 昼食　　１２：００～１３：００ 夕食　　１８：００～１９：００ 原則、食堂においておとりいただきます。
入浴	身体状況に応じて、一般浴または、特別浴の実施日に入浴いただけます。入浴の実施日は、一般浴、特別浴それぞれ週２回です。ただし、入浴実施日に体調が悪い等入浴に適さない場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。
介護	ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
機能訓練	利用者の状況に応じ、訓練室等において機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	日々簡単な健康チェックを行います。
緊急時の対応	利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、利用者の状態に応じて居室での対応が困難と判断される場合は、居室外にて、ベッド移動し見守りを行う場合があります。
安全管理	防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。
療養食の提供	当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合、医師の食事箋に基づき療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。
所持品等の保管	特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。 ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
レクリエーション	年間をとおしてクリスマス会、敬老会など種々の行事が行われます。 行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。
その他	①通　院：基本的には、ご家族様により通院をお願いいたしますが、特に医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。ただし、遠方の医療機関への入院・通院に関しては、別途料金がかかります。 ②理美容：理美容サービスを不定期に実施しております。ご希望の際は職員へご相談ください。別途料金がかかります。 ③その他：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4　利用料金

（1）基本料金

① 施設利用料　（川口市の地域単価１０．５５円を乗じた表示となっております。）

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※ 利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載された割合の額です。

※ 負担限度額は、負担限度額認定証に記載された段階の額です。

【多床室】【従来型個室】

介護度 （　）は単位数		要介護１ （６０３）	要介護２ （６７２）	要介護３ （７４５）	要介護４ （８１５）	要介護５ （８８４）
１日あたりの基本利用料		６，３６１円	７，０８９円	７，８５９円	８，５９８円	９，３２６円
利用者負担額	１割の額	６３７円	７０９円	７８６円	８６０円	９３３円
	２割の額	１，２７３円	１，４１８円	１，５７２円	１，７２０円	１，８６６円
	３割の額	１，９０９円	２，１２７円	２，３５８円	２，５８０円	２，７９８円

※ 連続して６０日を超えて利用した場合６１日目以降

介護度 （ ）は単位数		要介護１ （５７３）	要介護２ （６４２）	要介護３ （７１５）	要介護４ （７８５）	要介護５ （８５４）
１日あたりの基本利用料		６，０４５円	６，７７３円	７，５４３円	８，２８１円	９，００９円
利用者負担額	１割の額	６０５円	６７８円	７５５円	８２９円	９０１円
	２割の額	１，２０９円	１，３５５円	１，５０９円	１，６５７円	１，８０２円
	３割の額	１，８１４円	２，０３２円	２，２６３円	２，４８５円	２，７０３円

② 居住費

負担限度額	第１段階	第２段階	第３段階 (2)	第３段階 (2)	第４段階
多床室	０円	４３０円	４３０円	５３０円	１，０６７円
従来型個室	３８０円	４８０円	８８０円	９８０円	１，２３１円

③ 食費

利用者負担額	朝食	昼食	夕食	１日あたりの額（※）
食費	４３３円	５５６円	５５６円	３食　１，５４５円

※ なお、段階別による１日あたりの負担限度額は以下のとおりです。

負担限度額	第１段階	第２段階	第３段階 (1)	第３段階 (2)	第４段階
食費	３００円	６００円	１，０３０円	１，３６０円	１，５４５円

※ 入所日及び退所日は、食べた分のみの請求となります。

※ 原則として入所時間は利用開始日の９時からとし、退所時間は利用終了日の１７時までとします。

※ 月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から、１日当りの単価は１円単位で変動する場合があります。予めご了承ください。

※ 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。なお、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載された割合の額です。

【共通加算】

加算項目	要　件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を１名以上配置している場合	１日につき ４２円	５円	９円	１３円
看護体制加算（Ⅱ）	一定以上の看護職員を配置している場合	１日につき ８４円	９円	１７円	２６円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	一定以上の介護福祉士を配置している場合	１日につき １８９円	１９円	３８円	５７円
機能訓練指導体制加算	一定以上の機能訓練指導員を配置している場合	１日につき １２６円	１３円	２６円	３８円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う介護・看護職員が最低基準を１以上上回っている場合	１日につき １３７円	１４円	２８円	４２円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みをしている場合	１月につき １０５円	１１円	２１円	３２円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位×１３６／１０００（１月につき）			

（２）その他の料金（必要に応じて個別にかかる費用）

加算項目	要　件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
送迎加算	自宅等へ送迎した場合 （通常の実施地域は川口市）	１日につき １，９４１円	１９５円	３８９円	５８３円
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	１食につき ８４円	９円	１７円	２６円

若年性認知症利用者 受入加算	医師から若年性認知症と認められた方が利用された場合	１日につき １，２６６円	１２７円	２５４円	３８０円
利用者が連続して３０日を超えて利用された場合は、所定単位から３０単位を減算します。※３１日目から６０日目まで		１日につき －３１６円	－３２円	－６４円	－９５円

※　上記の他、レクリエーション費用、買い物サービスなど、一部料金がかかる場合もあります。

※　通常の送迎の実施地域を越えた送迎の場合は、通常の実施地域を越えた地点から、１キロメートル当たり５０円を請求します。

（3）キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①　入所日の前日１７時までにご連絡いただいた場合	無　料
②　入所日の前日１７時までにご連絡がなかった場合	１日分の食費　１，５４５円（※）

※　負担限度額のある方でも全額自己負担となります。

（4）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※　以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合

・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

・利用中に体調が悪くなった場合

・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

（5）支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、２０日以内にお払いください。入金を確認後、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

５　サービスの利用方法

（1）サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、２ヶ月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービス利用契約の終了

①　利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）若しくは要支援と認定された場合、若しくは事業対象者となった場合

・利用者がお亡くなりになった場合

③　その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（２０日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内に支払わない場合、または、利用者やご家族等が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があった時は実費を請求致します。

６　当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

７　秘密の保持

（1）職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

（2）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

８　事故発生時の対応

事故が発生した場合には、ご契約者やそのご家族等に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

緊急連絡先①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

９　緊急時の対応

サービス提供時に利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。

１０　非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

１１　虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	福田　隆文

（2）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

（3）虐待の防止のための指針を整備しています。

（4）職員に対して、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。

（5）サービス提供中に、当施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１２　身体的拘束等の禁止

当施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図っています。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。

（３）職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しています。

１３　業務継続計画の策定

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業を継続的に実施及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い次の措置を講じます。

（１）職員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

１４　衛生管理

当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

また、感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じます。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（３）職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

１５　カスタマーハラスメント

当施設は、安心してサービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保するため利用者またはご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。具体的には、次のような行為が該当することがあります。

・そもそも要求に理由がない又はサービス等と全く関係のない要求
・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
・不当な損害賠償要求
・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
・威圧的な言動
・継続的、執拗な言動
・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

これらの行為が認められた場合には、サービスの提供の中止を含めたサービスの提供方法の見直しについてご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

１６　相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆　サービス相談窓口　☆（受付時間９時から１７時）
電話：０４８－２８０－１６８０　　担当：生活相談員　稲吉　豊

１７　第三者委員（福祉サービスの苦情解決制度）

当施設では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員（福祉サービス調整委員）として選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当施設への苦情やご意見を第三者委員（福祉サービス調整委員）に相談することもできます。

＜第三者委員一覧＞

名　　前	経　　歴	連絡先
菅原（すがわら）　啓高（ひろたか）	・弁護士	【事務所】 ０４８－２４０－０７２５
田原（たはら）　浩之（ひろゆき）	・川口市民生委員児童委員協議会　理事 ・中央地区民生委員児童委員協議会　会長	０４８－２２２－４１２３
笠原（かさはら）　博（ひろし）	・川口地区保護司会副会長	０４８－２６６－１８８３

※　第三者委員（福祉サービスの苦情解決制度）を利用するには施設の担当者または本部事務局へご相談ください。

始めに、苦情受付担当者が相談に応じます。

直接言いづらい，解決されない等、施設と利用者との話合いで解決できない問題について、この制度の利用を希望する場合、職員にその旨をお伝えいただくか、本部事務局へご相談ください。

施設の担当者または本部事務局から第三者委員（福祉サービス調整委員）へ連絡・調整をして、解決を図ります。

※　本部事務局　　住所　川口市大字赤井１０５５番地　　電話　０４８－２２９－３３８７

１８　提供するサービスの第三者評価の実施状況

評価の実施状況	１　あり	実施日	年　　月　　日
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　　２　なし
	②　なし		

１９　行政機関その他苦情受付機関

川口市福祉部 介護保険課	所在地　　川口市青木２－１－１ 電話番号　０４８－２５８－１１１０ 受付日　　月曜日～金曜日 (国民の祝日・休日、１２月２９日から翌年1月３日までを除く) 受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地　　さいたま市中央区大字下落合１７０４番 電話番号　０４８－８２４－２５６８ 受付日　　月曜日～金曜日 (国民の祝日・休日、１２月２９日から翌年1月３日までを除く) 受付時間　午前８時３０分～正午 午後１時～午後５時

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　　川口市大字赤井１０５５番地
名　称　　社会福祉法人　川口市社会福祉事業団
説明者　　所属　短期入所生活介護事業「川口市特別養護老人ホーム」
氏　名　　稲　吉　豊　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（代理人）　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印